

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき議会局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月1日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

議会局

(2) 対象年度

令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	政策調査課
(2) 委託料の支出に関する事務	議事課、政策調査課
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	議会総務課、議事課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
(2) 委託料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、納品書、請求書、支出命令書 等

イ 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、業務委託報告書、請求書、支出命令書 等

ウ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

4 監査の結果

監査基準及び令和2年度財務監査(第3期:議会局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 指摘事項

政策調査課の需用費(印刷製本費)の支出に関する事務を調査したところ、さがみはら市議会だより定例号・臨時号の契約において次のような事例が見られた。

仕様書では、定例号・臨時号各号の発行部数について予定部数を示し、別途発注書で確定部数を指示することが規定されている。臨時号の発行において発注書により確定部数を181,200部と指示し、その部数の納品が行われたが、仕様書における予定部数である190,500部が記載された納品書及び請求書を受領し、請求書記載の額を支出したため22,506円の過払いが生じていた。

今後は、改めて検査・検収を確実に行之、適正に事務を執行されたい。

(2) 議会局におけるその他の財務に関する事務の執行については、おおむね良好と認められた。